

電波監理審議会（第939回）議事要旨

1 日 時

平成21年2月4日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

濱田 純一（会長）、原島 博（会長代理）、小舘 香椎子、松崎 陽子、山田 攝子

(2) 電波監理審議会審理官

森下 浩行

(3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、山川情報流通行政局長、久保田官房審議官他

4 議 事 模 様

(1) 無線従事者規則の一部を改正する省令案について

（20.12.10諮問第46号）

無線従事者養成課程の見直しに伴う標記省令案について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第453回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立ての付議について

（付議第2号）

平成21年2月4日付けで付議された、総務大臣が行った平成20年総務省告示第649号及び第657号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係るアマチュア無線家ら115名による異議申立てについて、総務省から次のとおり説明があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する主任審理官として佐藤歳二を、主任審理官を補佐する補佐審理官として森下浩行をそれぞれ指名した。

○ 総務省の説明

本件は、平成20年12月9日付けで官報告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分の取消しを求める異議申立てが提起されたものである。

異議申立ての年月日は、平成21年1月20日であり、異議申立人は平成19年付議第1号から付議第4号まで、同年付議第22号、同年付議第23号、平成20年付議第3号、同年付議第4号、同年付議第6号及び同年付議第9号と同様のアマチュア無線家ら115名となっている。

異議申立てに係る処分は、平成20年12月9日付けで官報告示された型式指定処分8件である。

電波法令に基づき、総務省において形式審査した結果、異議申立人の申立適格並びに記載事項における代表者の資格証明及び異議申立人の氏名及び年齢又は名称並びに住所の記載を除き「適」としている。異議申立人の申立適格については、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため審査留保としている。また、記載事項における代表者の資格証明及び異議申立人の氏名及び年齢又は名称並びに住所の記載については、不備部分について補正を求める必要があるため、審査留保としている。しかし、補正を求めている内容が審理を行う上で、実質的な支障を生じさせるものではないため、電波法第85条の規定に基づき、電波監理審議会の議に付するものである。

(3) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について **(諮問第7号)**

本件は、諮問第8号と関連する事案であったため、諮問第8号と一括して総務省の説明があった。

(4) 周波数割当計画の一部変更案について **(諮問第8号)**

本件は、諮問第7号と関連する事案であったため、諮問第7号と一括して次のとおり総務省から説明及び質疑応答があった。

なお、諮問第7号については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、また、諮問第8号については、諮問第7号と一括して意見の聴取を行うことが適当であると認められたため、一括して意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手続を主宰する審理官として森下浩行を指名した。

ア 総務省の説明

本件は、簡易型船舶自動識別装置の導入及び日本語ナビテックス受信機の技術的条件の緩和に伴い関係規定を整備するものである。

現在、他の船舶の目的地や船舶識別番号等の情報を表示する船舶自動識別装置(AIS)は、

船舶の衝突防止のため、SOLAS条約に基づき、500トン以上の大型船舶に対し搭載を義務付けている。このAISを搭載義務のない小型の船舶にも普及させていくため、AISの技術的条件を簡易化し、AISを小型化及び低価格化した簡易型AISについて平成18年3月に国際標準化が行われたことを踏まえ、この簡易型AISを導入するものである。

技術的条件としては、国際的な技術基準を踏まえ、AISの技術的条件から送受信情報のうち目的地、到着予定時刻等の航行情報の送信、高精度GPSの内蔵等を不要とすることとし、関係規定の整備を行うものである。

日本語ナブテックス受信機の技術的条件の緩和については、ナブテックス受信機とは、海上保安庁が発信する航路の安全に関する情報等を受信し表示するものであり、20トン以上の船舶に対し搭載が義務付けられているものである。ナブテックス受信機には日本語表示と英文表示のものがあるが、英文表示のものについては、印字表示、ディスプレイ表示の両方が認められていたが、日本語表示のものについては、印字表示のみ認められていた。しかし製品開発が進んだこと等により、ディスプレイ表示も可能となったことから、印字表示、ディスプレイ表示の両方を認めることとする。

周波数割当計画の一部変更案に関しては、簡易型AISの導入に伴い、ITU勧告で定められた周波数である161.475MHzから162.05MHzまでの周波数帯の無線局の目的に「簡易型船舶自動識別装置用」を追加するものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 日本語ナブテックス受信機に関し、ディスプレイ表示の場合は、送られてきた情報が記録されるのか、との質問に対し、記録した過去の情報をディスプレイに表示することが可能である、との回答があった。

(5) イー・モバイル株式会社所属特定無線局の認可について

(諮問第9号)

イー・モバイル株式会社に対する特定無線局の包括免許について、次のとおり総務省から説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

本件は、屋内における携帯電話の圏外の解消を促進し、携帯電話サービスの向上を図るため、イー・モバイル株式会社から携帯無線通信用小電力レピータの包括免許の申請があったものである。

申請内容については、電波法第27条の4の規定に基づき、周波数の割当てが可能であること、総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること、について申請内容を審査した結果、全ての項目に適合していると認められたため、包括免許を与えることについて諮問を行うものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 本件申請のあった小電力レピータについては、一般家庭に設置するものなのか、との質問に対し、一般家庭に設置し、使用されることを想定している、との回答があった。

(6) JSAT MOBILE Communications株式会社所属特定無線局の包括免許について (諮問第10号)

JSAT MOBILE Communications株式会社に対する特定無線局の包括免許について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

本件は、JSAT MOBILE Communications株式会社から、インマルサット携帯移動地球局のBGAN型のうち、最大284kbpsの船舶系のものに関する包括免許の申請があったものである。

申請内容については、電波法第27条の4の規定に基づき、周波数の割当てが可能であること、総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること、について申請内容を審査した結果、全ての項目に適合していると認められたため、免許を与えることについて諮問を行うものである。

(7) 放送法施行規則、無線設備規則、電気通信役務利用放送法施行規則、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式、放送局に係る表現の自由享有基準及び放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の各一部を改正する省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について (20.12.10諮問第49号)

平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する標記省令案等について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書(参照:第454回電波監理審議会意見の聴取意見書)及び調書に基づき審議した結果、おおむね適当であるが、放送法施行規則の一部を改正する省令案については、特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務の申請者等が使用中継器数を明確にするための修正を行うことが適当である旨の意見を付して答申した。

(8) 日本放送協会平成21年度収支予算等に付する総務大臣の意見について (諮問第11号)

日本放送協会平成21年度収支予算に付する総務大臣の意見について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

日本放送協会（NHK）の平成21年度収支予算の概要については、事業収入が6,699億円、事業支出が6,728億円となることから、事業収支差金がマイナス29億円となり、13年ぶりの赤字予算となっている。事業収入の大半を占める受信料収入については、6,490億円、支払率については72.2%となっている。受信料収入については、NHK職員による公金横領等の不祥事により、視聴者の信頼を失った結果、不払いが増えた結果、平成17年度には6,024億円と大きく落ち込んだが、平成21年度においては、不祥事発覚以前の水準に戻る計画となっている。

NHKの平成21年度の事業計画としては、地上テレビ放送の完全デジタル化に向けた取組、NHKオンデマンドの充実、国際放送による情報発信の強化等を行う方針となっている。

平成21年度収支予算及び事業計画に付する総務大臣の意見については、総論としては、地上デジタルテレビジョン放送への完全移行、放送と通信の融合が一層進展する等の放送をめぐる環境が大きく変わる中、抜本的な経営改革を着実に推進し、信頼される公共放送としての社会的使命を果たす必要があるという認識のもとに、平成21年度収支予算については、平成20年に発表したNHK経営計画において掲げた方針に従い、組織風土改革や信頼される多様で質の高い放送、受信料の公平負担等の取組みを確実に進めることとなっていることから、これを着実に遂行すべきものと認めるが、職員による不祥事が後を絶たず、国民、視聴者からの信頼回復に向けて一層改革を進めていくことが必要である、としている。

また、依然として受信契約のうち約3割が未契約等となっており、受信料の公平負担の徹底に向けて全力で取り組むことが必要であり、さらに、地上デジタルテレビジョン放送への全面移行に向けて、あまねく全国において受信できるよう措置する等、放送法において求められる公共放送としての使命を確実に遂行することが求められる、としている。

そして、特に配慮すべき事項の1つ目は、組織風土改革を行い、改革の果実が国民、視聴者に適切に還元されるよう、組織一体となって改革の実現に全力で取り組むこと。そして、公共放送に携わる者としての職員の高い倫理意識の確立に努めること、とする。

2点目は、未収対策業務の強化等を推進し、受信料の公平負担の徹底に全力で取り組むこととし、営業経費率が依然として高い水準にあることにかんがみ、契約収納業務の一層の効率化を進め、契約収納関係経費の削減に努めること、とする。

3点目は、受信料を財源とする公共放送として、一層質の高い放送・サービスを、より効率的・効果的な体制で実施するため、業務の合理化・効率化を徹底し、NHKが持つ子会社については、更なる整理・統合計画の検討を進めるとともに、財務状況に応じた適切な配当の実施等、子会社等の事業運営の透明性、健全性の向上に努めること、とする。

4点目は、地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向けた対応に万全を期するため、

中継局整備や共同受信施設のデジタル化を可能な限り前倒しして取り組み、電波が届かなくなる地域への対策等の受信環境の整備に関し、公共放送としての役割を十二分に果たすこと、さらに、デジタル放送普及のために、デジタル放送の魅力を認識することができる番組の制作に取り組み、地上アナログ放送及びBSアナログ放送の平成23年の終了について、情報の一元的、効率的な提供に努めること、とする。

5点目は、報道番組について、日本及び世界の情報を迅速かつ的確に伝える等、その充実を図り、放送法の趣旨を十分に踏まえ、正確かつ公平な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えるとともに、地域からの情報発信の強化にも一層努め、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報の一層迅速な提供に努めること、とする。

6点目は、外国人向けのテレビ国際放送の実施に当たっては、より多くの視聴者を確保するため、我が国の文化、産業等の発信を通じて我が国のイメージ向上に資する番組提供に努め、新たに設立された国際放送専門の子会社の事業運営については、民間企業との十分な連携により活力やノウハウの導入等に努めること、とする

7点目は、番組アーカイブの活用について、NHKが保有する放送番組は、国民・視聴者にとっての貴重な資産であることから、その積極的な利活用を図ることとし、NHKオンデマンドサービスをはじめ、多様なメディアを通じた利用環境の一層の充実を図り、利便性の向上に努めること、とする。

(9) その他

日本放送協会平成19年度業務報告書に付する総務大臣の意見及び平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る比較審査基準について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)